

担い手確保と週休2日制について

令和6年11月

静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

➤ 建設産業の現状

◆ CONTENTS

- 建設産業の現状
- 担い手確保に向けた静岡県の取組
- 参考 建設発生土の適正処理に向けた静岡県の取組

➤ 建設業の役割

地域建設業に期待される役割

- ✓ 地域インフラの安定的な整備・維持管理を支えるとともに、災害時には現場の最前線で安全・安心の確保を担う「地域の守り手」
- ✓ 地域の基幹産業として経済活性化や雇用を支える「地方創生の担い手」

◆ 地域インフラの担い手

- ・地域インフラの安定的な整備・維持管理を行う「地域の守り手」
- ・技術力や技術者マインドを有する専門家集団として、地域の安全・安心を確保
- ・インフラの日常的な維持管理を継続的に実施することにより地域防災力を充実強化



◆ 災害時の応急対応

- ・災害時には、専門性や人材・資機材の活用により、応急復旧を迅速に実施
- ・災害現場では、発注者に協力して地域の安全・安心の確保のための「公務」に従事



◆ 地域経済の中心

- ・特に地方部では、建設業は地域の基幹産業であるとともに雇用の受け皿
- ・専門人材やエンジニアリング技術を活用した新技術開発や事業拡大
- ・積極的な事業展開・雇用拡大により、地域活性化に寄与

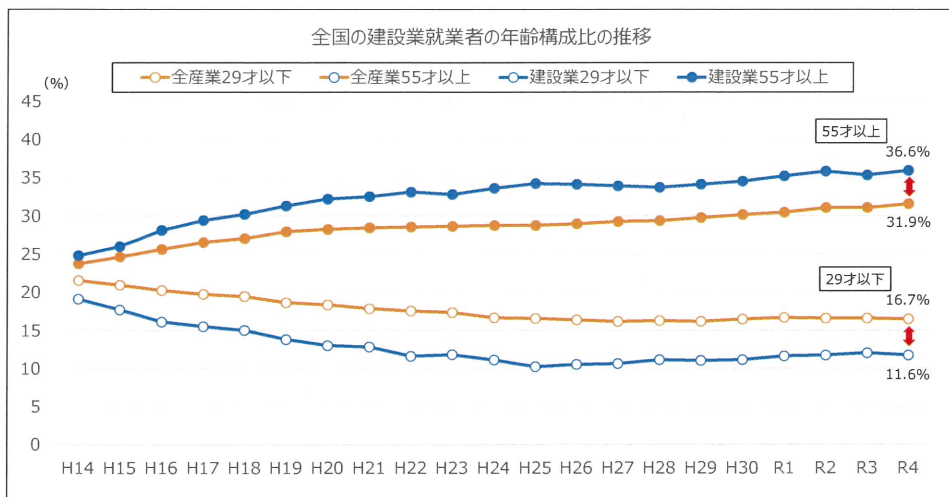


(国土交通省 産業政策会議 地域建設業WG資料)

地域にとってなくてはならない産業

建設産業の現状

- 建設業は、他の産業と比べて、55才以上の構成比は約5%高く、29才以上の構成比は約5%低い状況となっています。

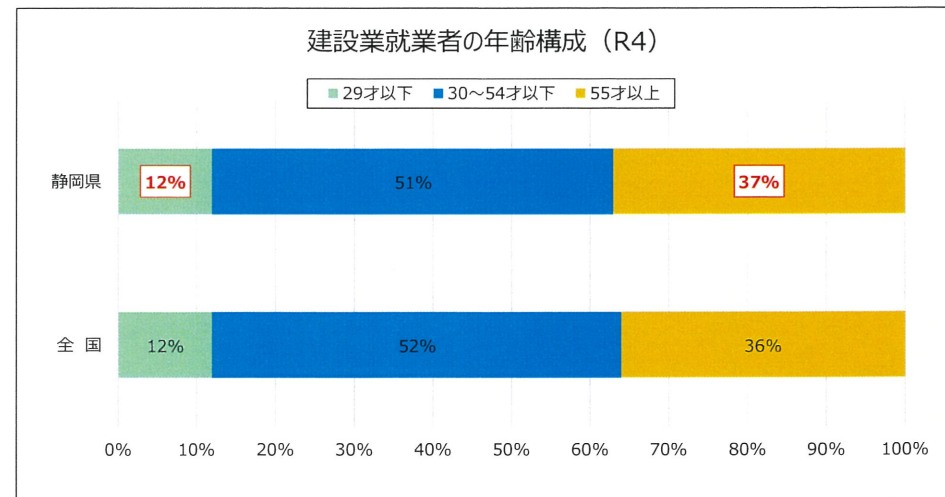


(総務省「労働力調査」を基に作成)

05

建設産業の現状

- 就業者の年齢構成は全国的な状況と同様に、29才以下が55才以上の就業者数の3分の1程度となっています。

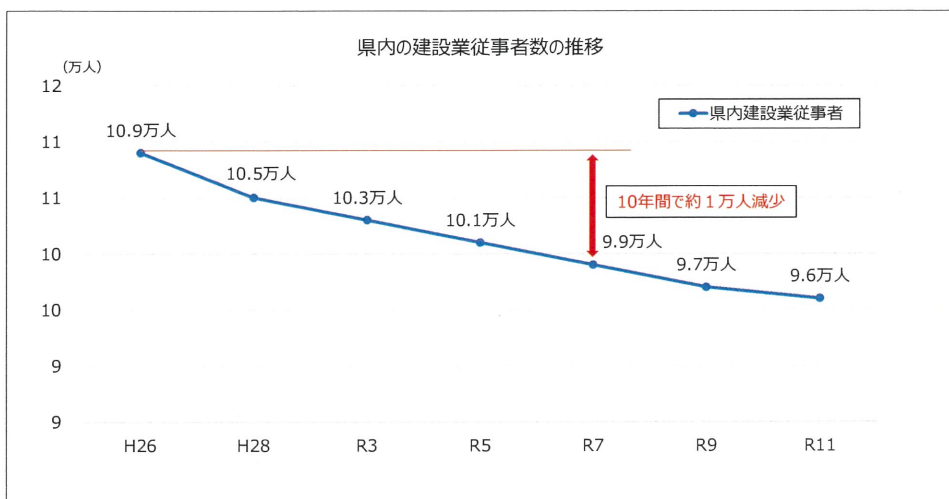


(総務省統計局「令和2年度国勢調査」を基に作成)

06

建設産業の現状

- 県内の建設業従事者数は、平成26年には約11万人でしたが、10年で約1万人が減少し、令和7年度は約10万人となり、さらに減少傾向が続くことが見込まれます。

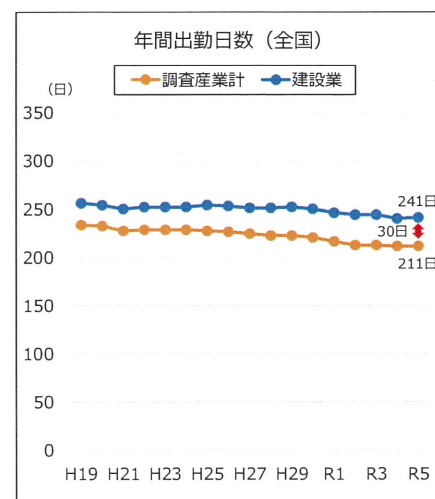


(総務省統計局「経済センサス」を基に作成 (R5以降は予想値))

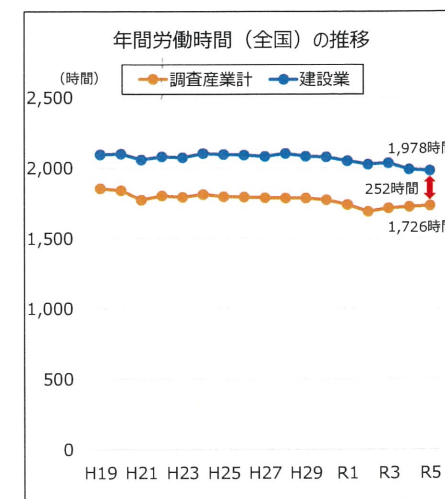
07

建設産業の現状

- 建設業は、他の産業と比べて、年間出勤日数は約30日、年間労働時間は約250時間長くなっています。



(総務省統計局「令和2年度国勢調査」を基に作成)
・調査対象は5人以上の常用労働者を雇用する事業所

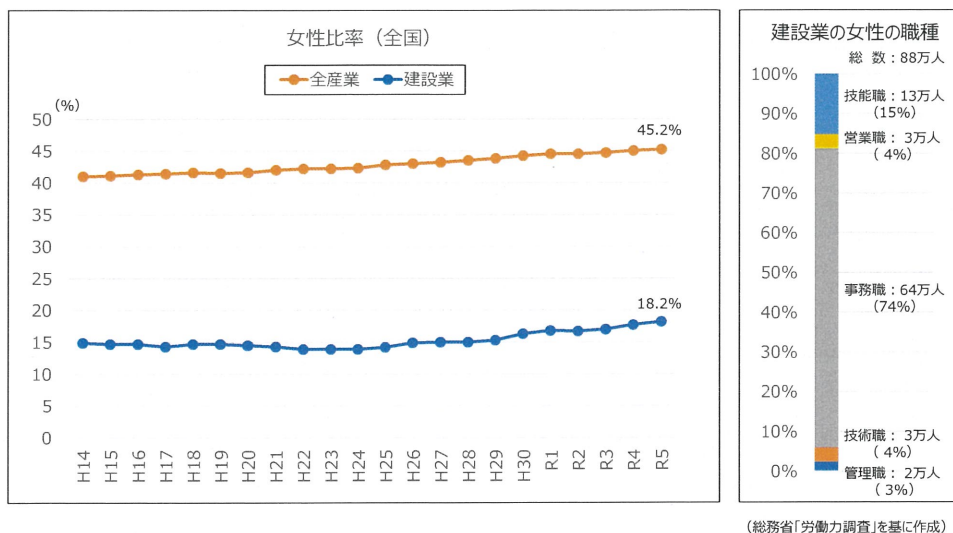


(総務省統計局「令和2年度国勢調査」を基に作成)
・調査対象は30人以上の常用労働者を雇用する事業所

08

建設産業の現状

- 女性比率は、全産業、建設業ともに微増ですが上昇傾向にあります。
- 建設業に就業している女性の大半は事務職となっています。



09

建設産業の現状

建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

- 本年4月から、建設業にも時間外労働の上限規制の適用が開始されました。

時間外労働の上限は原則として月45時間・年間360時間（限度時間）となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければならない。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6回が限度

建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、次の規定が適用されない。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内

<上限規制のイメージ>

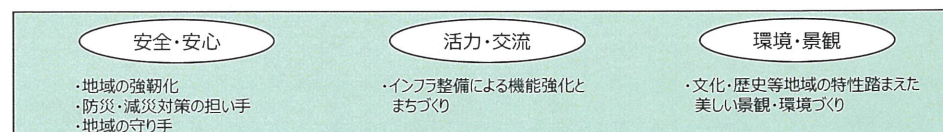


010

担い手確保に向けた静岡県の取組

静岡県建設産業ビジョン2019

- 建設産業が経営力・技術力に優れた企業として生き残っていくため、建設産業の現状や環境変化等を踏まえて、行政及び企業が取り組むべき施策等を示したビジョンに基づき、官民で連携して取り組んでいます。



<実現に向けた具体的な方策：5つの柱>

- 柱1 働き方改革の推進
- 柱2 担い手の確保・育成
- 柱3 建設現場における生産性の向上
- 柱4 経営の安定化と地域力の強化
- 柱5 美しい景観の想像力向上

新4K（給料・休暇・希望・きれい）の実現

011

12

ビジョンの柱	県の取組事例
1 働き方改革の推進	1-1 ふじ丸デーの取組
	1-2 工事における週休2日制の導入
	1-3 適正な工期設定
	1-4 工事積算における熱中症対策
2 担い手確保・育成	2-1 静岡どぼくらぶ
	2-2 地域を守る事業者維持・育成入札
	2-3 快適トイレの導入
3 建設現場における生産性の向上	3-1 ふじのくに活用促進技術
	3-2 新技術交流イベントの開催
	3-3 VIRTUAL SHIZUOKA project
	3-4 ICT建設機械による現場の効率化
4 経営の安定化と地域力の強化	4-1 適正な予定価格の設定
	4-2 ダンプング対策の更なる徹底
5 美しい景観の創造力向上	5-1 景観賞

令和6年度も継続取組
毎週土曜日は一斉休工!
“ふじ丸デー”
～県内公共工事の一斉休工定着に取り組みます!

働きやすい職場環境を目指しています!
皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは...
県内建設産業の働き方改革の取組を
形作ることをイメージした
ロゴマークの愛称です。

建設現場も働き方改革@静岡

◆「一斉休工日”ふじ丸デー” 令和6年度 実施日

4/6・13・20・27 5/4・11・18・25 6/1・8・15・22・29
7/6・13・20・27 8/3・10・17・24・31 9/7・14・21・28
10/5・12・19・26 11/2・9・16・23・30 12/7・14・21・28
1/4・11・18・25 2/1・8・15・22 3/1・8・15・22・29

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設業団体連合会
国土交通省中部地方整備局
静岡県
静岡市、浜松市、沼津市、静岡市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、豊田市、
焼津市、藤川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、
島川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、高伊豆町、松崎町、新伊豆町、田原町、
清水町、長島町、小山町、吉田町、川根本町、森町 (全35市町)
防災対策・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。

お問合せ先
静岡県交通基盤建設部建設部建設課
所在地 〒420-8401 静岡市駿河区道守町6番
電話番号 054-221-3057

- 「ふじ丸デー」として、県内公共工事を一斉に休工する日を設定しています。
- 公共工事については、災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事を除き、原則、すべての工事を実施対象とし、民間工事については、取組への協力を呼びかけています。
- 開始した令和3年度は毎月第2土曜日の月1日のみであったが、定着が進み、令和6年度からはすべての土曜日を休工日としています。

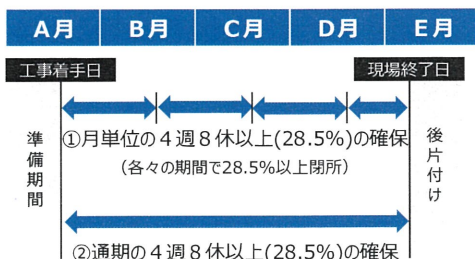
建設産業の働き方改革
推進のため、御理解・御協力
をお願いします。



建設現場も働き方改革@静岡

- 建設現場において、週休2日の取得が可能な環境づくりを推進するため、「週休2日推進工事実施要領」に基づき取組を進めています。
- 令和6年度からは、緊急性の高い応急対策工事等を除き、災害復旧工事も対象としました。
- また、本年10月からは月単位の週休2日を導入し、週休2日の実施に伴う労務者の賃金、工期延伸によるリース代及び現場経費等を補填するための経費補正を行っています。

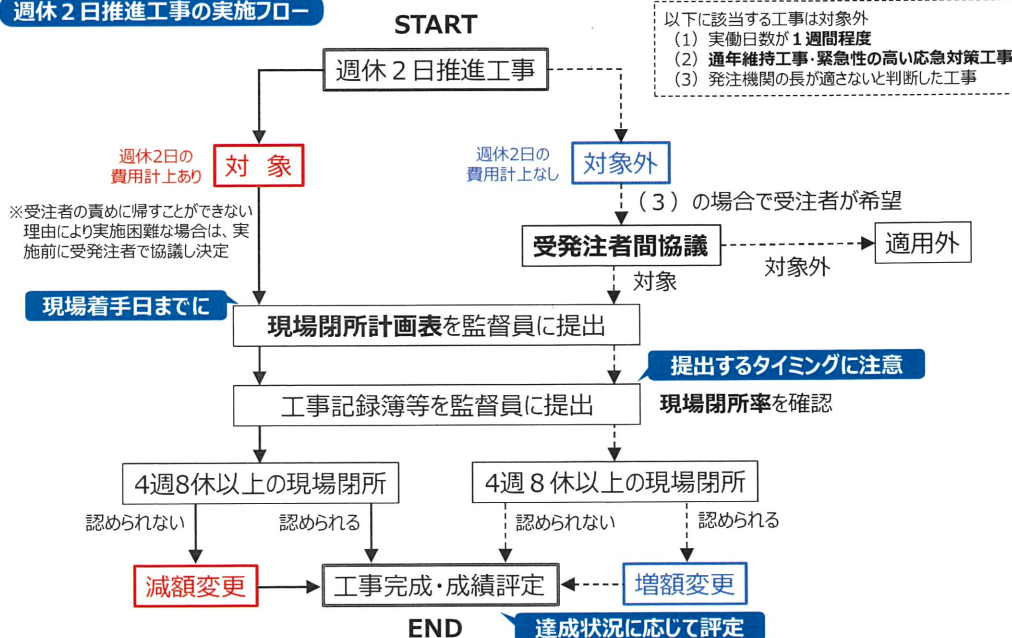
<イメージ>



○週休2日の実施に伴う補正係数

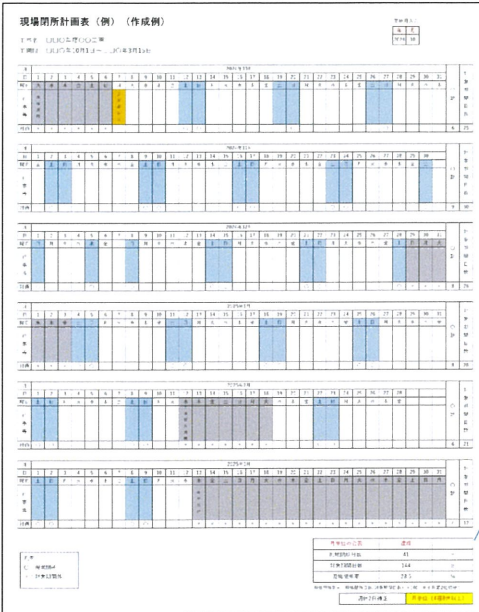
R6.10～	①月単位	②通期
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03

週休2日推進工事の実施フロー



1-2 週休2日工事の推進

現場閉所計画の作成例



$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所日数}}{\text{対象期間日数}} \times 100$$

4週8休以上：現場閉所率 28.5%以上

月単位の合否	達成	
現場閉所日数	41	日
対象期間	144	日
現場閉所率	28.5	%

1-2 週休2日工事の推進

様式第5-2号 (〇〇)

【達成証明】
工事検査結果通知書に
評価結果が記載されます。

〇〇様
〇〇土木事務所長 〇〇 〇〇 印

工事検査結果通知書

次のとおり、工事（完成）検査の結果を通知します。

工事番号	33-90000-01-01
建設工事名	令和2年度（第32-D-0000-01号）(四)〇〇号道路改良工事
建設工事箇所	〇〇市〇〇地内
検査の種類	完成
請負代金額	¥〇,〇〇〇,〇〇〇-
受注者	〇〇〇〇
工期	令和2年〇月〇日 から 令和2年12月〇日 まで
検査立会人	監督員 〇〇 〇〇 受注者 〇〇 〇〇
検査員職氏名	検査員 〇〇 〇〇
検査年月日	令和2年12月〇日
検査の結果	合格

備考
週休2日推進工事（4週8休以上）

【お願い】請求書提出する際は、工事番号・建設工事名・日付・最終請求金額等記入漏れ・誤記入がないように御注意ください。
なお、最終金額は、上記のとおりであり、間違いのないよう御確認ください。
最終請求金額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇-

※1 当表事項は、契約申請を承認したくなる可能性があるものと判断される事項
※2 改善を要する事項は、変更を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項

達成状況に応じた評価

(担当監督員)

5.創意工夫 I.創意工夫【働き方改革】

- ・月単位の週休2日の場合は2点を加点
- ・通期の週休2日の場合は1点を加点

1-3 適正な工期設定

- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられています。
- 県では「工期設定実施要領」を定め、建設産業における週休2日確保の推進に向けて、適切な工期設定を行っています。

用語

工期	工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計
準備期間	施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間
施工に必要な実日数	種別・細別ごとの日当り施工量と積算数量、施工の諸条件（パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数
不稼働日	雨休日（土日祝日、年末年始・夏季休暇、降雨降雪日）及びその他不稼働日
後片付け期間	施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間
雨休率	雨休日の年間の発生率（R5.4時点：東部、中部、西部とも0.8）

1-3 適正な工期設定

- 積算システムに搭載している工期算定機能を使用し、自動で必要となる日数を算出することで、適切な履行期間を確保しています。

$$\begin{aligned} \text{工期} &= \text{準備期間} + \text{施工に必要な実日数} + \text{不稼働日} + \text{後片付け期間} \\ &= \text{準備期間} + \underbrace{\text{施工に必要な実日数} + \text{雨休日} + \text{その他の不稼働日}}_{\text{作業所要日数}} + \text{後片付け期間} \\ &= \text{準備期間} + \left\{ \frac{\text{施工数量}}{\text{日当り標準作業量} \times \text{パーティ数}} \right\} \times \left[1 + \text{雨休率} \right] + \text{その他の不稼働日} + \text{後片付け期間} \end{aligned}$$

土木工事標準積算基準書に記載

項目	日数	備考
準備期間	40日	
作業所要日数	67日	
その他の不稼働日	20日	夏季休暇
後片付け期間	20日	
工期（合計）	147日	

<金抜き設計書イメージ>

1-3 適正な工期設定

① 準備期間

工種区分	準備期間	工種区分	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
海岸工事	40日	トンネル工事	80日
道路改良工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
鋼橋架設工事	90日	道路維持工事	50日
PC橋工事	70日	河川維持工事	30日
橋梁保全工事	60日	電線共同溝工事	90日
舗装工事（新設）	50日	（その他の工種区分）	30日

② 雨休率

$$\text{雨休率} = \frac{\text{雨休日} + \text{降雨・降雪等の日数} - \text{休日数} + \text{降雨・降雪等の日数のダブリ日数}}{\text{稼働可能日数}} = 0.8$$

$$\text{休日数} + \text{降雨・降雪等の日数のダブリ日数} = \text{降雨・降雪等の日数} \times \frac{\text{休日数}}{\text{暦日数}}$$

$$\text{稼働可能日数} = \text{暦日数} - (\text{休日数} + \text{降雨・降雪等の日数} - \text{休日数} + \text{降雨・降雪等の日数のダブリ日数})$$

休日：土日祝日、年末年始休暇(6日)、夏季休暇(3日)

降雨・降雪等の日数：降雨・降雪量が10mm/日の日とし、過去5年間の気象データより、各地域の年間平均日数を算出

21

1-3 適正な工期設定

③ その他の不稼働日

工事抑制期間（工事不可期間）がある場合に、必要日数を設定する。

（工事不可期間の例）

工事の性格の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出水期や降雪期等の工事不可期間 ・ 関係機関との協議による工事不可期間 ・ 関連工事等の進捗状況等による工事不可期間 ・ 交通事情による工事不可期間
地域の実情の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭り等、地域行事による工事不可期間 ・ 地元関係者、権利関係者（利水権、漁業権、鉱業権等）との調整による工事不可期間
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地補償に関連して未移転の物件等による工事不可期間

④ 後片付け期間

20日を最低限必要な日数とする。（※比較的単純な工事や緊急性を有する工事等短縮可能な場合はこの限りではない。）

22

1-4 工事積算における熱中症対策

- 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、真夏日の日数に応じて工事現場の熱中症対策に係る経費の割増しを行っています。

用語

真夏日	日最高気温が30℃以上の日。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
真夏日率	工期期間中の真夏日を工期で除した割合 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

取組内容

- ・ 主たる工種が屋外作業となるすべての工事を対象
- ・ 熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書を添付して発注
- ・ 受発注者間協議により適用可能
- ・ 真夏日率により現場管理費率を補正

積算方法

- ・ 現場管理費率の補正は、受注者より提出される資料に記載される補正值を現場管理費率に加算
- ・ 補正は最終変更契約時で行う

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{補正係数: 1.2}$$

23

2-1 静岡どぼくらぶ

- 「静岡どぼくらぶ」は、建設産業の将来、静岡県をともに考え現場でつながるサークルです。
- 静岡県の建設産業に関わる人みんながチームの一員という意識を持ち、この仕事に誇りを持ち、胸を張って仕事をするを「静岡どぼくらぶ」がサポートしています。
- 建設業の将来にわたる担い手を確保するため、若年者に建設業の魅力伝える「建設産業担い手確保・生産性向上支援事業」を実施しています。

<静岡どぼくらぶの取組>

- ・ 静岡どぼくらぶ講座（建設現場体感見学会、出前講座）
- ・ 親子インフラツーリズム
- ・ 教員研修会
- ・ 静岡どぼくらぶ若手交流会
- ・ 静岡どぼカードの配布
- ・ 静岡どぼくらぶYouTubeチャンネル
- ・ 「わたしの“未来のまち”はこんな“まち”」図画コンクール など



24

2-1 静岡どぼくらぶ

静岡どぼくらぶ講座

- 建設業者の協力のもと、小中学生や高校生等を対象に、「建設現場体感見学会」や「出前講座」を開催しています。
- 昨年度は、現場体感見学会を9回、出前講座を16回で、合計25回の静岡どぼくらぶ講座を開講しました。

<建設現場体感見学会>

県内工事現場、インフラ施設見学を実施



静岡北高校
清水港興津埠頭



静岡農業高校
太田川ダム

<出前講座>

各学校にて建設業の仕事や魅力を伝えるキャリア教育、技能体験等



伊豆総合高校



25

2-1 静岡どぼくらぶ

静岡どぼくらぶ若手交流会

- 県内建設会社の若手社員同士にの交流を深めることを目的に実施

○令和5年度

- 由比地区地すべり防止工事現場見学
- 麻機地区治水工事現場見学（ICT活用工事現場）
- 座談会



27

2-1 静岡どぼくらぶ

親子インフラツーリズム

- インフラ整備や建設業に興味を持ってもらうため、小学生とその保護者を対象に年2回実施しています。

- 令和5年度
- (夏) 県道藤枝広幡線拡幅工事
清水コンテナターミナル
清水港内クルーズ
- (冬) 藤枝バイパストンネル工事
富士山静岡空港



教員研修会

- 学生の進路選択に影響を与える教員向けに、建設業に対する理解を深めてもらうための研修会を実施しています。

- 令和5年度
- ・静岡理科大学理工学部 中澤教授講話
- ・静岡県担い手確保・育成対策支援コンソーシアム委員との意見交換会



26

2-2 地域を守る事業者維持・育成入札

- 過疎地域等で活躍する建設企業が、技術と経営に優れた永続的な経営体として発展できるよう支援するため、「地域を守る事業者維持・育成入札」を試行しています。

経済産業部・交通基盤部で試行

地域を守る事業者維持・育成入札（試行）

- ・地域：過疎地域
- ・業種：土木一式
- ・格付等級：C以上
- ・想定業者数：10者以上

交通基盤部で試行

一般競争入札想定業者数減（試行）

- ・地域：過疎地域、振興山村地域等
- ・業種：建設工事すべて
- ・格付等級：制限なし
- ・想定業者数：5者以上

両制度を統合、全庁に拡大

- ・地域：過疎地域、振興山村地域等
- ・業種：建設工事すべて
- ・格付等級：制限なし
- ・参加想定業者数：5者以上

28

2-2 地域を守る事業者維持・育成入札

▶ 過疎地域だけでなく、振興山村地域及び業者数が非常に少ない熱海土木、下田土木管内で適用できます。

適用範囲

○過疎地域

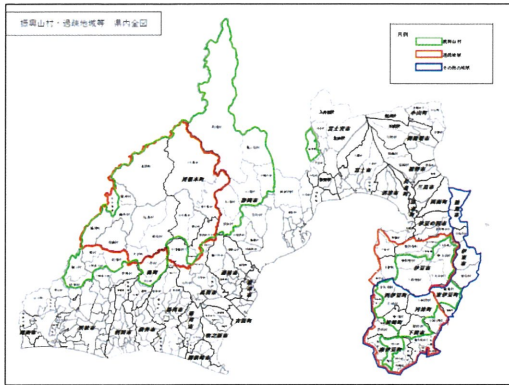
伊豆地域	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、河津町
東部地域	沼津市のうち旧戸田村、伊豆市
中部地域	島田市のうち旧川根町、川根本町
西部地域	浜松市天竜区のうち旧春野町、旧竜山村、旧佐久間町、旧水窪町

○振興山村地域（過疎地域の市町を除いた振興山村）

静岡市	旧大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村
浜松市	(旧天竜市)旧竜川村、熊村、上阿多古村、(旧引佐村)旧鎮玉村、伊平村
富士宮市	(旧芝川町)旧袖野村
東伊豆町	旧城東町
森町	旧三倉村、天方村

○その他の地域

下田土木事務所	熱海土木事務所
---------	---------



29

2-3 快適トイレの導入

▶ 建設現場を男女ともに働きやすい環境の整備を目的として、国が定めた仕様に準じ、快適にしようできる仮設トイレである「快適トイレ」を平成29年から試行導入しています。

<対象>

✓ 静岡県交通基盤部及び経済産業部が発注する**設計金額30,000千円以上**の土木工事、農業土木工事の国庫補助事業及び県単独事業の工事を対象（※災害復旧工事など一部対象外）

<標準仕様>



推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

30

2-3 快適トイレの導入

1. 快適トイレに求める機能

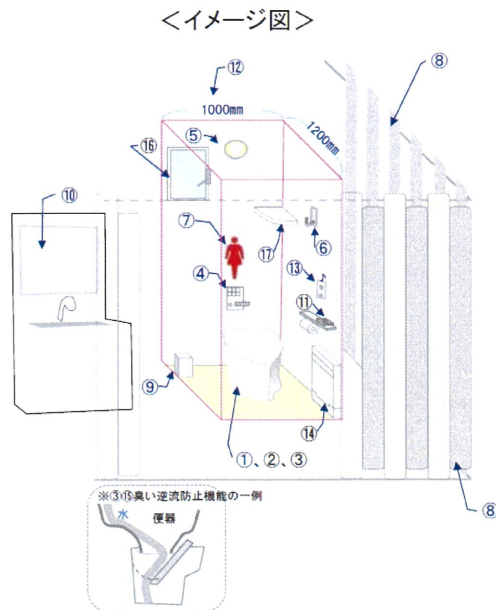
- ①洋式(洋風)便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サンタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

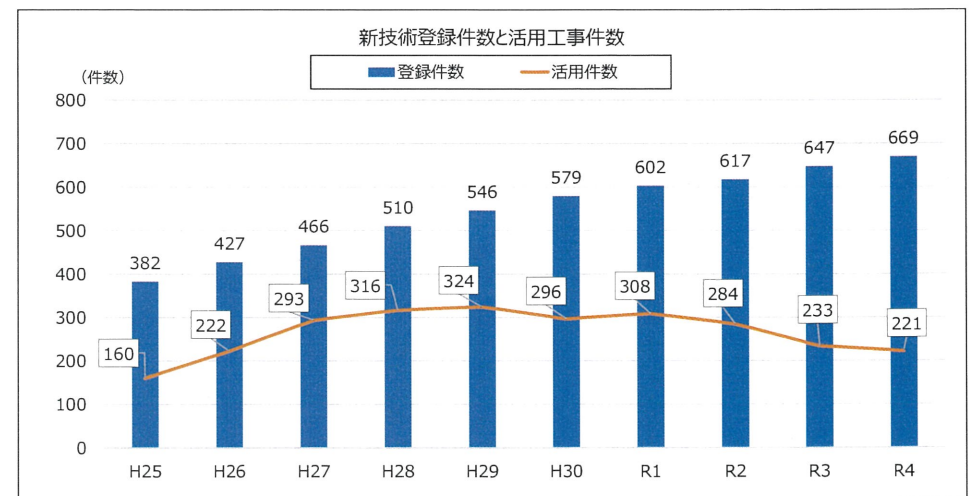


31

3-1 ふじのくに活用促進技術

▶ 優れている新技術・新工法を積極的に活用するため、平成10年から本県独自の登録制度を運用し、利用促進を図っています。

▶ 静岡県の新技術・新工法の登録件数は着実に増加している一方で、新技術の活用工事件数は年間工事件数(土木・農林土木工事で約2,500件)の概ね10%に留まり、ここ数年は減少傾向にあります。



32

3-1 ふじのくに活用促進技術

- 令和5年度末には691件が静岡県登録新技術に登録されており、その中から効果が優れている技術を「ふじのくに活用促進技術」として選定しています。

選定要件

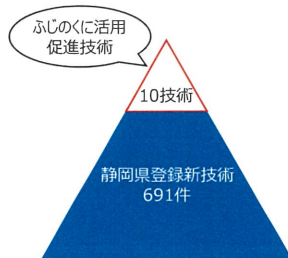
ア 汎用化、一般化されていない技術

- 当該年度から5年度内に登録された技術

イ 活用の効果が優れている技術

- 過去5年間の新技術活用実績調査において、5件以上の活用実績が確認され、従来技術との比較にて活用の効果が向上と判断された技術

ウ. その他建設工事新技術活用評価委員会が選定し指定する技術



選定した技術の取扱い

有効期間	選定された年度を含め5年間「ふじのくに活用促進技術」として取扱います。
比較対象	採用可能と判断される場合、設計業務の比較検討の対象技術とします。
積算基準	技術調査課で一括して見積を依頼し、結果を新技術情報DB等で周知します。
名称使用	選定された年度を含め5年間「ふじのくに活用促進技術」を名乗ることができます。
周知	技術概要や現場導入を含め、新技術情報DBや積算資料等に掲載して広く周知します。

33

3-2 新技術交流イベントの開催



- 建設現場のニーズと企業等が保有する技術シーズのマッチングを図ることで生産性の向上につなげるとともに、建設現場の魅力を広く紹介することを目的に、新技術交流イベントを毎年秋に開催しています。

開催実績

開催日	出展者数	来場者数
第1回 H29.11.10	16団体20技術	200人
第2回 H30.10.25	33団体38技術	380人
第3回 R1.10.30	62団体78技術	650人
第4回 R2.11.5 (web) R2.11.2-9	39団体53技術	150人 (2,500人)
第5回 R3.11.2	50団体70技術	550人
第6回 R4.11.8	83団体110技術	950人
第7回 R5.10.24	95団体117技術	1,131人
第8回 R6.11.13	111団体112技術	1,143人

34

3-2 新技術交流イベントの開催



見どころ・聴きどころ・学びどころ

11.13(水) グランシップ 大ホール・海
10:00~16:30 屋外広場
(静岡県庁地区建設展示場3号館1号)

入場無料
入退場自由
事前申込制

聴きどころ

主催：静岡県

CNマレシリアンな社会実現に向けたグローバルビジョンとローカルアクションの連携
ステージイベント(基調講演)
10:15~11:15



Utekyo lab. 東京大学大学院情報理工学系研究科 特任教授 菅野 寛希 (筑波大学副学長・元日本学術会議会員)
Society 5.0の実現を支えるデジタル・プラットフォームの構築について 本学理事兼学長補佐の立場から、実用に向けた研究の必要性

土木トランスフォーメーション(DX)
ステージイベント(講演2)
12:30~13:30



日経コンストラクション 編集長 眞鍋 政孝 氏
DXの推進と人材育成

地球温暖化抑制へのカーボンニュートラルを視野に入れた海洋開拓
ステージイベント(講演4)
14:30~15:15



京都大学大学院工学研究科、ICEMS拠点 特任教授 樋田 充真 氏
人間と自然の共生を実現する「水」の活用と持続可能な社会の実現に向けた取り組み

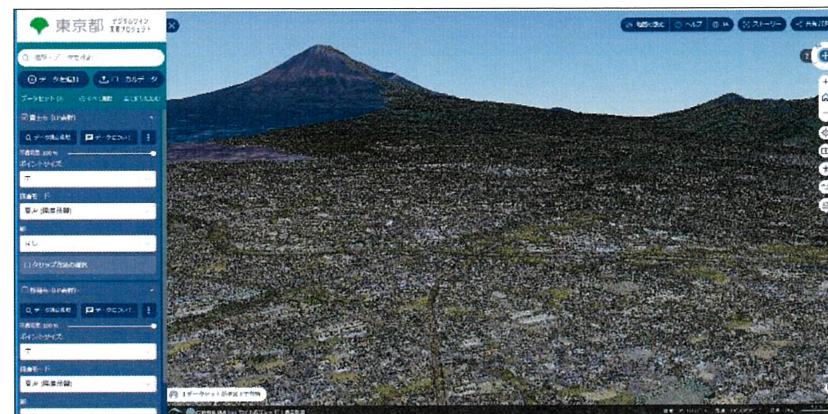
担い手確保に向けた取組

- 交流イベントは、建設業界に関心のある学生に先端技術に触れ、建設産業の魅力を感じてもらうことも目的のひとつとしています。
- イベントには100名を超える静岡産業技術専門学校の学生が司会やボランティアとして運営にも関わっています。また、当日のチラシやブースのサイン看板等のデザインも学生によるものです。
- 静岡県立科学技術高等学校都市基盤工学科の2・3年生が授業の一環として参加がありました。
- 県内建設業の若手社員が集う「静岡どぼくら若手交流会」を同時に開催し、交流会も本イベントに参加しました。

35

3-3 VIRTUAL SHIZUOKA project

- 東京都との共同運用の3次元点群データを閲覧・ダウンロードができるプラットフォームの運用を開始しました。



- 今後、各インフラ台帳データの集約化及び3次元での可視化表示を実施していきます。



道路台帳データ



河川・海岸台帳データ



砂防閘連台帳データ

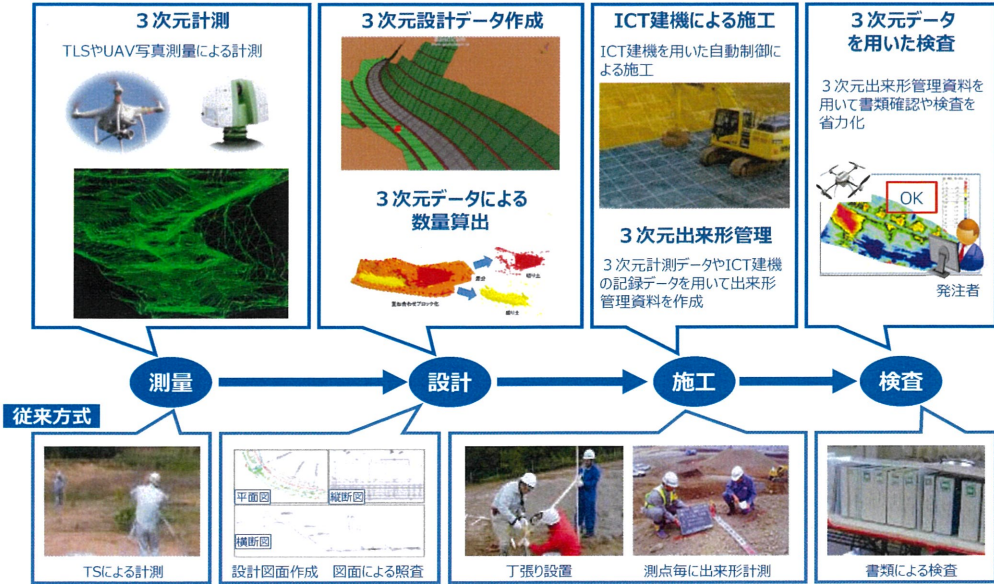


港湾・漁港台帳データ

36

3-4 ICT建設機械による現場の効率化

ICTの全面的な活用

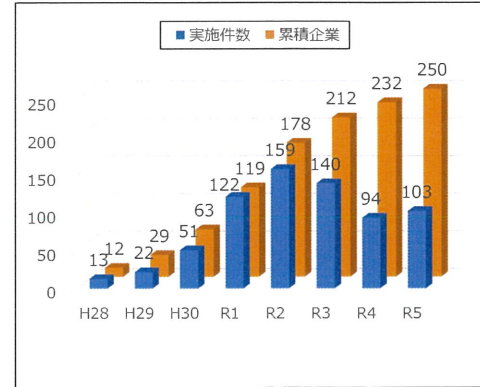


3-4 ICT建設機械による現場の効率化

ICT活用工事の試行

- 「土工数量1,000m³以上」の全ての発注工事
- 河川土工、海岸土工、砂防土工
 - 道路土工、作業土工（床掘）
 - 港湾土工（補助・交付金事業は除く）

ICTの全面的な活用



4 建設業の賃金引上げに向けて

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保、施工時期の平準化が必要



《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注見通しの作成・公表
- 技能者の処遇改善に資する施工時期の平準化推進

適正な予定価格の設定等

工事の円滑な施工確保や賃金引き上げの原資となる労務費の適正確保を図るため、適正な予定価格の設定に向けた取組の更なる強化が必要



《特に強化すべき取組》

- 労務費の最新の実勢価格反映
- 資材価格について最新の実勢価格を適切に反映
- 施工条件の適切な明示と必要なる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

賃金等の労働基準の悪化を防止し、工事の品質確保や、担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要



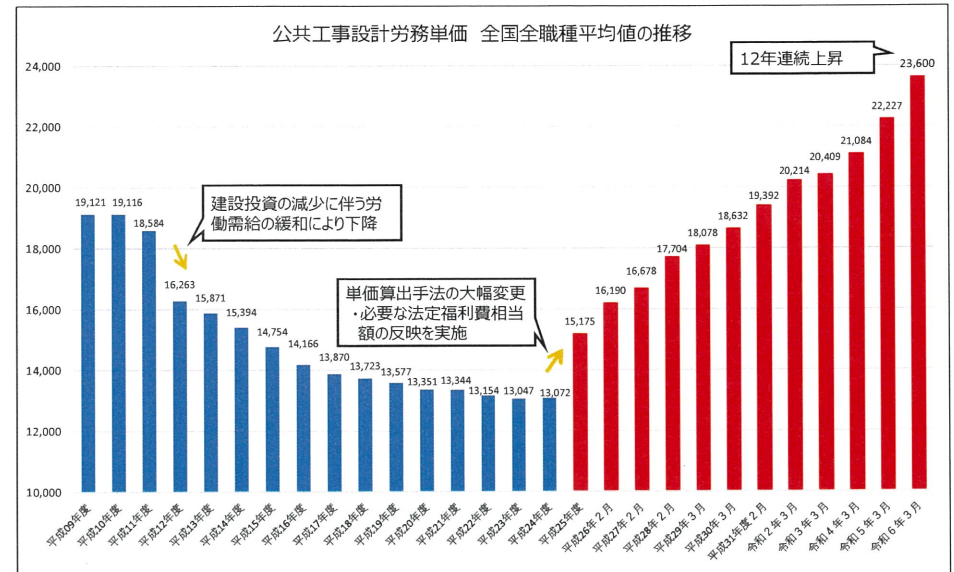
《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

4-1 適正な予定価格の設定

公共工事設計労務単価

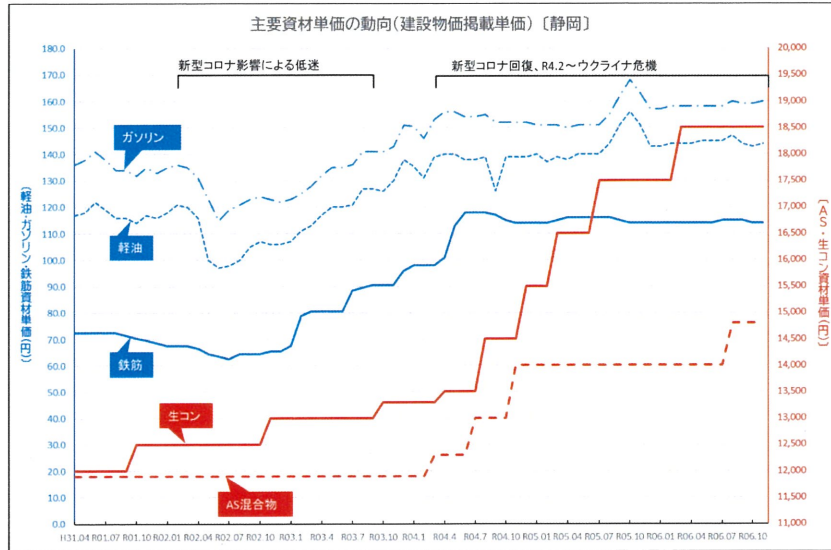
○ 全国全職種の伸び率は2年連続5%以上となり、単価の平均値は12年連続上昇しています。



4-1 適正な予定価格の設定

資材価格

- 世界規模での原材料、物流コストの高騰や、著しい円安の影響を受け、鋼材やコンクリート等の主要建設資材価格は高止まりしています。



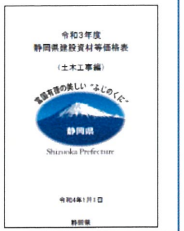
41

4-1 適正な予定価格の設定

価格の適用

- ・ 原則として、入札時における市場価格とし、消費税等相当額を含まない
- ・ 以下の順序で決定 (静岡県建設資材等価格決定要領)

- ① 静岡県建設資材等価格表の価格
- ② 物価資料の価格 (Web建設物価、積算資料電子版等)
- ③ 国公表の価格
- ④ 特別調査の価格 (①~③に定めのない材料で概略調達価格が500万円以上)
- ⑤ 見積調査の価格



- 「静岡県建設資材等価格表」に掲載している価格には、物価資料を基に価格を決定している資材と、県の独自調査を基に価格決定をしている資材があります。
- 物価資料を基に価格を決定している資材は、毎月、物価資料を確認し、更新しています。
- 今年度、県独自調査では、変動が大きい生コンクリートについては年3回、その他の資材については年2回市場取引価格を調査しており、その結果に基づき、価格を決定しています。

42

4-1 適正な予定価格の設定

スライド条項

- 資材価格等の高騰による変動額が一定の限度を超えた場合、静岡県建設工事請負契約約款第25条 (いわゆるスライド条項) により、受注者は請負額の変更を請求することができます。

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)	
制度概要	工期が1年以上の大規模工事を対象とした中間修正的な措置	資材価格の急激な変動を対象とした清算的な措置	主に労務単価の改定を反映させるための中間修正的な措置	
適用工事	工期が12か月を超える工事	すべての工事	すべての工事※1	
請負額変更	対象	資材・労務単価	主要な資材	
	受注者負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
	再スライド	可能	なし	可能

※1 直近の労務単価改定日以前に契約したもの

43

4-2 ダumping対策の更なる徹底

- ダumping受注による工事の質の低下や下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を防ぐため、低入札価格調査制度を運用しています。

低入札価格調査制度の概要

調査の対象(土木)	予定価格が1億円以上及び総合評価落札方式の適用を受ける工事のうち、調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者とする。
調査基準価格	次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じた額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じた額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じた額 ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じた額 ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じた額
調査項目	その価格により入札した理由等21項目
契約しない場合の判断基準	指定期日までに調査資料が提出されない場合等10基準
調査対象者が落札した場合の契約締結の条件	1 契保証金は請負代金額の10分の3以上とする 2 主任技術者(管理技術者)とは別に、補助技術者2名を専任で現場に配置し、工事の品質確保に努めること 3 現場代理人、監理技術者等、専門技術者及び補助技術者の兼任の禁止
調査対象者が落札した場合の監督検査体制の強化	施工体制台帳、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング等6項目を実施
その他	調査対象者が落札した場合、請負業者は下請負業者の協力を得て工事コスト調査を実施し、また、ヒアリング調査に応じるものとする。

44

4-2 ダンプング対策の更なる徹底

▶ ダンプング対策の更なる徹底として、低入札価格調査制度を強化しました。

低入札価格調査制度の強化

「工事コスト調査ヒアリング要領」の改定

～R5	R6～
4. 調査の実施要領 (2) ヒアリング調査の必須品目 ② 低入札価格の理由となっていない費目については、官積算に比べ概ね85%以下もしくは105%以上に該当する費目がなければ、ヒアリングを実施する必要はない。	4. 調査の実施要領 (2) ヒアリング調査の必須品目 ② 削除 ⇒すべての費目についてヒアリングを実施する

「静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」の改定

別表 第1 (過失による粗雑工事等)

2 県工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき

【入札参加停止期間】

～R5	R6～
1か月以上6か月以内	3か月以上6か月以内

45

5-1 景観賞

▶ 景観賞を通じ、景観形成の重要性だけでなく、美しい景観の作り手である建設業の社会的価値を県民の皆さんに伝えていきます。

これまでの静岡県景観賞最優秀賞受賞地区

第16回 2023年

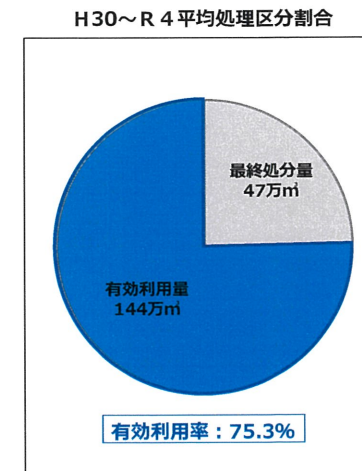
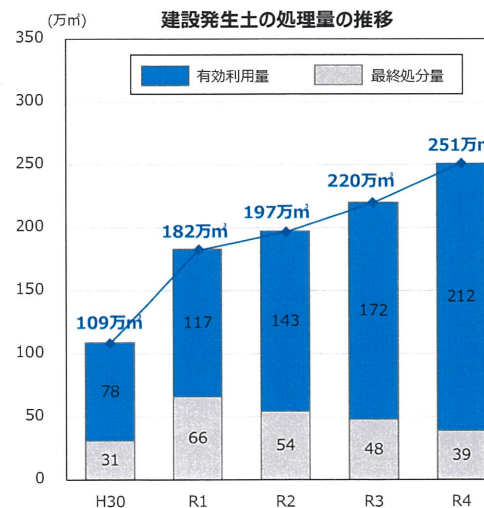
富士山こどもの国 花の谷 (富士市)

46

参考 建設発生土の適正処理に向けた静岡県の取組

建設発生土の処理状況

▶ 国土強靱化の取組による河道掘削工事等の実施に伴い、静岡県発注工事からの建設発生土量は5年で2.5倍に増加、有効利用率は75%と目標とする80%に達していません。

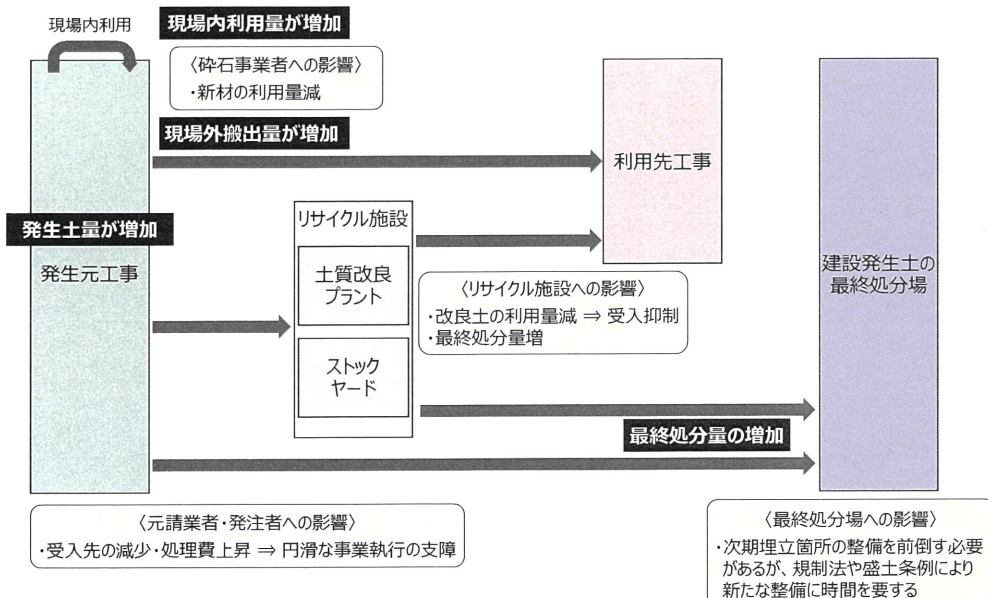


47

48

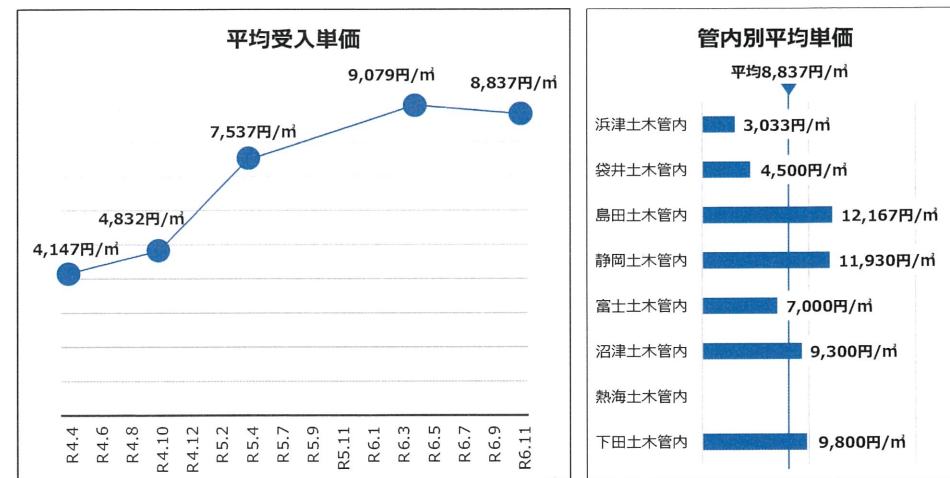
建設発生土の適正処理に向けて

今、何が起きているのか



建設発生土処理施設の受入単価

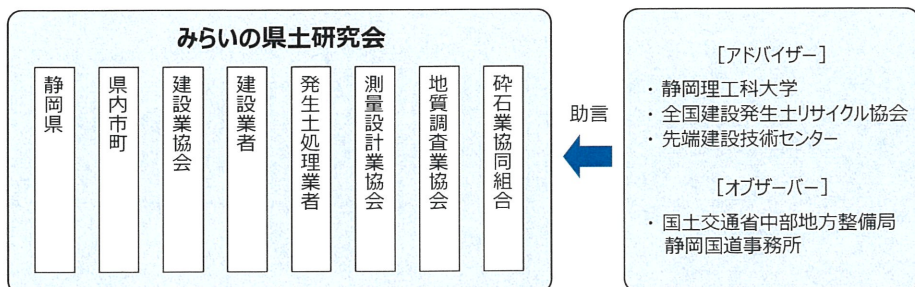
県が把握している処理施設の受入単価は、令和4年4月に比べて平均で2倍以上となっています。



(受入単価はいずれも第3種)

みらいの県土研究会

建設業全体で持続可能な建設発生土の処理の実現を目指し、産学官の関係者間で情報共有、意見交換を行い、連携強化を図る場として、「みらいの県土研究会」を令和5年2月に設置しました。



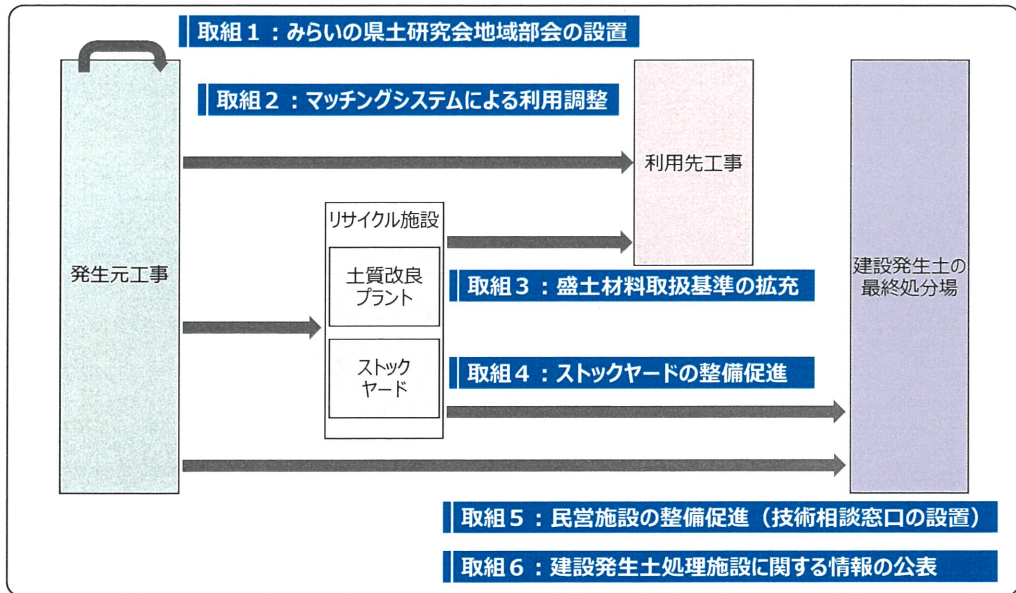
みらいの県土研究会での検討

建設発生土の適正処理は官民で連携して取り組むべき課題であるとの認識の下、建設事業者、処理施設運営事業者、製造者等それぞれの立場から、実務を行う上での貴重な知見を共有しています。

第1回研究会 (R5.2.27)	【主な意見】 ・対策については、短期・中期・長期に分けて検討すべき。 ・建設残土の悪いイメージを払拭するため、県民民に向けて取組や成果を広報すべき。
第2回研究会 (R5.6.9)	【主な意見】 ・社内で処理場もしくはストックヤードの検討をしており、マニュアル等があると助かる。 ・県内総論ではなく地域論で議論を進める必要を感じる。
第3回研究会 (R5.10.30)	【主な意見】 ・改良土が継続的に使用されるためには品質確保が重要。物理基準とともに環境基準も厳正化すべき。 ・ストックヤードについて、県が自らモデル事業を実施し、具体的な課題を明らかにしたことは評価できる。
第4回研究会 (R6.3.19)	【主な意見】 ・ストックヤード整備計画の策定 ・建設発生土の再生と有効活用への取組 (静岡理科大学)
第5回研究会 (R6.9.24)	【主な意見】 ・県工事で建設発生土の利用を進めているため、改良土が売れない。改良土が売れなければ、建設発生土の受け入れを止めざるを得ない。資源を循環させることを考えてほしい。

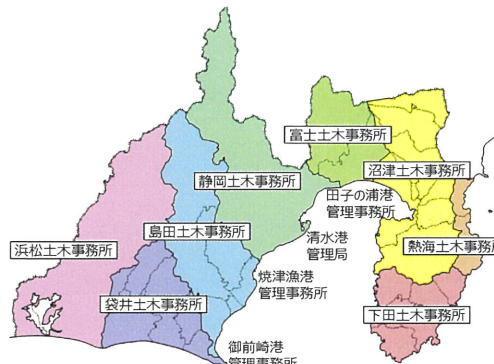
建設発生土の適正処理に向けた静岡県の取組

建設発生土の適正処理に向け、建設発生土の処理に関する基本方針に基づき、官民で連携して取組を推進しています。



取組 1：みらいの県土研究会地域部会の設置

研究会に地域部会を設置し、地域の実情に応じた適正処理に向けた検討を行う。

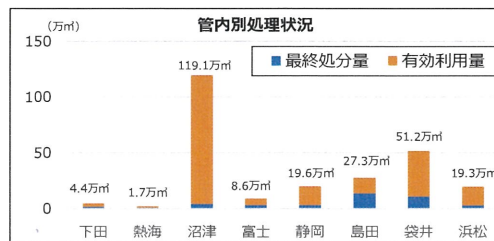
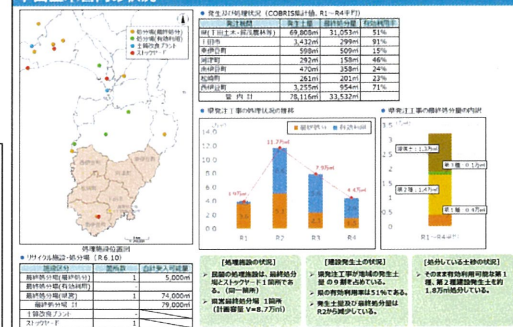


目指す姿

各地域の実情に応じた最適な建設発生土処理の実現

土木事務所管内ごとに情報をまとめ、関係者間で正しいデータを共有し、共通認識を構築しつつ検討を行う場を設置

下田土木管内の状況



取組 2：静岡県建設発生土マッチングシステムによる利用調整

建設発生土を必要なときに必要な場所へ

SSM 静岡県建設発生土マッチングシステム
Shizuoka Surplus Soil Matching System

「静岡県建設発生土マッチングシステム」は、静岡県における建設発生土の利活用を推進するため、「土砂がでる現場」と「土砂が欲しい現場」をマッチングするシステムです。



◆ システム登録状況
ユーザー登録数 約600件
工事登録件数 約150件
マッチング実績 23件

- STEP 1 サイトへアクセス
- STEP 2 アカウント作成
- STEP 3 ログイン
- STEP 4 工事情報の登録/閲覧
- STEP 5 相手側と連絡・調整
- STEP 6 マッチング成立
- STEP 7 工事間利用

<https://ssm-system.jp>
静岡県建設発生土 検索

取組 2：静岡県建設発生土マッチングシステムによる利用調整

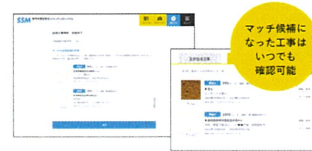
特徴①：公共工事・民間工事に対応

公共・民間工事を問わず、発生する土砂や必要とする土砂の情報を登録・検索することが可能。



特徴③：マッチする候補をメールでお知らせ

登録した工事情報の条件にマッチする候補があると、『土が出る現場』『土が欲しい現場』の双方へメールにてお知らせしている。



特徴②：対象現場から近い順に現場を表示

距離が近い順に確認でき、交渉相手を選びやすくなっている。また、対象となる現場の住所から地図上で50km圏内に登録された工事情報の絞り込みが可能。



特徴④：リサイクル施設の情報を掲載

ストックヤード、土質改良プラントの位置を地図上で確認でき、また、施設側で受入・搬出可能土量等の情報いつでも更新できる。



取組 3 : 静岡県盛土材料取扱基準の拡充

- ▶ 土質改良土の利用拡大に向けて、静岡県盛土材料取扱基準を拡充し、道路工事以外でも利用できることを明確化した。

〈静岡県盛土材料取扱基準〉

- ・静岡県交通基盤部が発注する道路工事に盛土材料を使用する場合の利用基準
- ・基準では「材料の品質規定」「材料の使用承諾」「材料の検査」「品質管理」等を規定

改定内容

(1) 適用範囲

- ・道路工事のみであったものを、河川、海岸、砂防工事へ拡大

(2) 材料の品質規格

- ・「裏込め材・埋戻し材」を新たに設定
- ・路床材における変状土CBR 5 の規定を削除
- ・流用土は路床材以外へ使用する場合、発生土利用基準（H18.国土交通省）に基づくことを記載

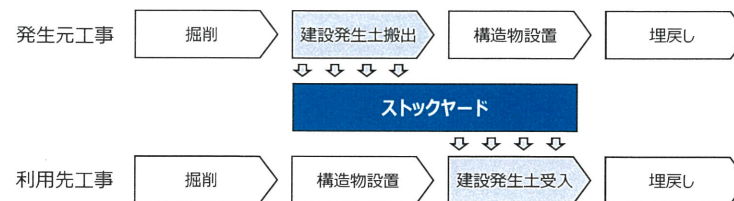
(3) 河川築堤盛土材として望ましい品質規格

- ・「河川築堤盛土材」として望ましい品質規格を新たに設定

57

取組 4 : ストックヤードの整備促進

- ▶ 建設発生土の工事間での利用に際して、時期や量を調整する機能を有するストックヤードの整備を県内に展開していく。



ストックヤードのコンセプト

- ◆ 受入土砂は、発生元工事と利用先工事間での調整がされている土砂とする。調整に際しては、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用することが望ましい。
- ◆ コスト削減の観点から、常設に限定せず、必要な時期に必要な面積で発生元工事、利用先工事の位置を考慮した上で柔軟に設置を検討する。また、計画段階から官民で連携し、効率的な運営を行うことが望ましい。

〔官民連携による取組の例〕

- ・簡易な土質改良を行う際の技術提案を公募し、ストックヤードの運営と合わせて改良を実施
- ・発注者と受注者が連携して、利用先工事と工程や求められる品質の調整を実施

58

取組 4 : ストックヤードの整備促進

- ▶ ストックヤードを整備する際の手引書として、モデル事業の結果を踏まえて「ストックヤード整備計画」を策定
- ▶ ストックヤード整備計画を活用し、産学官で構成するみらいの県土研究会での情報共有や意見交換を踏まえ、県内に展開

モデル事業



東部（沼津土木事務所管内）



中部（静岡土木事務所管内）



西部（浜松土木事務所管内）

- ・ストックヤードが搬入超過で機能不全に陥らないよう、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用し、発生元工事と搬出先を調整した上でストック

ストックヤード整備計画

- ・ストックヤードを整備する際に必要となる基礎調査、施設的设计・整備、運営上のルールなどの考え方を体系的にとりまとめ
- ・県だけでなく民間事業者や市町がストックヤードの整備を行う際に利用することも想定

ストックヤードの整備を県内に展開

59

取組 5 : 民営施設の整備促進（技術相談窓口の設置）

- ▶ 技術調査課内に技術相談窓口を設置し、建設発生土の処理に関して民間事業者等からの技術的な相談に応じている。
- ▶ 昨年度は87件、今年度はこれまでに44件の相談があった。
- ▶ 昨年度は盛土条例の施行に伴い、既存の最終処分場に関する相談が多かったが、今年度は資源有効利用促進法の省令改正等に伴う相談が増えている。

建設発生土

「土の処理について
技術支援します」

相談窓口



R5 相談内容

【利活用促進】	件数
・建設発生土に関する相談	9件
・建設発生土に関する関連法令の確認	4件
・自走式土質改良機に関する相談	4件
・ストックヤード登録制度に関する相談	6件
・ストックヤードに関する相談	18件
・土質改良プラント設置に関する相談	16件

【適正処分】

・既存の最終処分場に関する相談	20件
・最終処分場に関する関連法令の確認	3件
・最終処分場の新設に関する相談	7件

R6 相談内容

【利活用促進】	件数
・建設発生土に関する相談	11件
・建設発生土に関する関連法令の確認	4件
・自走式土質改良機に関する相談	0件
・ストックヤード登録制度に関する相談	10件
・ストックヤードに関する相談	11件
・土質改良プラント設置に関する相談	4件

【適正処分】

・既存の最終処分場に関する相談	0件
・最終処分場に関する関連法令の確認	1件
・最終処分場の新設に関する相談	3件

60

取組6：建設発生土処理施設に関する情報の公表

- 建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、受入単価、施設の位置等建設発生土の処理施設に関する情報を公表している。
- 公表に際しては、土質改良プラント、ストックヤード、処分場（有効利用）、処分場（最終）と分類している。
- また、不適切な施設への搬出を防ぐため、処理施設に設置に際して取得している許可状況を確認し、公表している。

静岡県 建設発生土処理施設一覧 [検索](#)

管内別処理施設箇所数

	土質改良プラント ストックヤード	処分場 (有効利用)	処分場 (最終)
下田	1箇所	1箇所	-
熱海	-	-	-
沼津	2箇所	5箇所	2箇所
富士	2箇所	2箇所	4箇所
静岡	35箇所	1箇所	2箇所
島田	3箇所	2箇所	3箇所
袋井	1箇所	5箇所	1箇所
浜松	3箇所	2箇所	-

確認している法令・規則等名

静岡県盛土等の規制に関する条例
 静岡県土採取等規制条例
 宅地造成等規制法
 森林法第10条に係る林地開発
 静岡県砂防指定地管理条例
 土壌汚染対策法
 砂利採取法
 農地法第5条に係る一時転用
 採石法
 市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
 市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

御清聴ありがとうございました